

大阪市西成区社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪市西成区社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員等（以下「役員等」という。）に対し報酬を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 本会の役員に対しては、報酬を支給しない。

(退職手当)

第3条 役員等には、退職手当を支給しない。

(旅費)

第4条 役員等が本会の業務に関し出張した場合には、当該役員等に対し、旅費を支給することができる。

2 前項の旅費の額は、本会旅費支給規則による。

附 則

この規程は、平成27年9月29日から施行する。